

消費税率引き上げに伴う水道料金・下水道使用料の ご請求金額変更について

◆ 令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、水道料金・下水道使用料につきましても、消費税法改正による増税分を反映させていただきます。

1. 水道料金・下水道使用料の変更内容について

水道料金・下水道使用料には、消費税等相当額が含まれておりますので、消費税法改正を反映した料金に変更させていただきます。

○水道料金表（市内全域）

・口径別基本料金（税込）

（2か月分）

| 口径 | 旧料金（消費税率8%） | 新料金（消費税率10%） |
|-------|-------------|--------------|
| 13mm | 1,080円 | 1,100円 |
| 20mm | 1,080円 | 1,100円 |
| 25mm | 2,808円 | 2,860円 |
| 30mm | 4,752円 | 4,840円 |
| 40mm | 9,072円 | 9,240円 |
| 50mm | 20,304円 | 20,680円 |
| 75mm | 54,000円 | 55,000円 |
| 100mm | 108,000円 | 110,000円 |
| 150mm | 254,880円 | 259,600円 |
| 200mm | 455,760円 | 464,200円 |

・従量料金（税込）

（2か月分）

| 区分 | 旧料金（消費税率8%） | 新料金（消費税率10%） |
|--|--------------------------------|--------------------------------|
| 第1段階 1m ³ から20m ³ まで | 1m ³ につき 75円60銭 | 1m ³ につき 77円00銭 |
| 第2段階 21m ³ から40m ³ まで | 1m ³ につき 154円44銭 | 1m ³ につき 157円30銭 |
| 第3段階 41m ³ から60m ³ まで | 1m ³ につき 208円44銭 | 1m ³ につき 212円30銭 |
| 第4段階 61m ³ 以上 | 1m ³ につき 236円52銭 | 1m ³ につき 240円90銭 |
| 公衆浴場 | 200m ³ まで 8,640円 | 200m ³ まで 8,800円 |
| | 201m ³ 以上 | 201m ³ 以上 |
| | 1m ³ につき75円60銭 | 1m ³ につき77円00銭 |

○下水道使用料料金表（市内全域）

・基本料金（税込）

（2か月分）

| 汚水区分 | 旧料金（消費税率8%） | 新料金（消費税率10%） |
|-----------|---------------------------------|---------------------------------|
| 一般汚水 | 2,652円48銭 | 2,701円60銭 |
| 公衆浴場・温泉汚水 | 200m ³ まで 20,520円 | 200m ³ まで 20,900円 |

・従量料金（税込）

（2か月分）

| 区分 | 旧料金（消費税率8%） | 新料金（消費税率10%） |
|---|---|---|
| 1m ³ から 20m ³ まで | 1m ³ につき 17円28銭 | 1m ³ につき 17円60銭 |
| 21m ³ から 40m ³ まで | 1m ³ につき 171円72銭 | 1m ³ につき 174円90銭 |
| 41m ³ から 60m ³ まで | 1m ³ につき 193円32銭 | 1m ³ につき 196円90銭 |
| 61m ³ から 100m ³ まで | 1m ³ につき 203円04銭 | 1m ³ につき 206円80銭 |
| 101m ³ から 200m ³ まで | 1m ³ につき 210円60銭 | 1m ³ につき 214円50銭 |
| 201m ³ から 400m ³ まで | 1m ³ につき 216円 | 1m ³ につき 220円 |
| 401m ³ から 1000m ³ まで | 1m ³ につき 220円32銭 | 1m ³ につき 224円40銭 |
| 1001m ³ から 2000m ³ まで | 1m ³ につき 225円72銭 | 1m ³ につき 229円90銭 |
| 2001m ³ 以上 | 1m ³ につき 231円12銭 | 1m ³ につき 235円40銭 |
| 公衆浴場・温泉汚水 | 201m ³ 以上 1m ³ につき 64円80銭 | 201m ³ 以上 1m ³ につき 66円00銭 |

消費税等相当額以外の料金の変更はありません。

（計算例）メーター口径が20mm以下で、上下水道を2か月40m³ご使用の場合

| | 水道料金 | | 下水道使用料 | |
|---------------------|-----------|---------|-----------|-----------|
| | 消費税率8% | 消費税率10% | 消費税率8% | 消費税率10% |
| 基本料金 | 1,080円 | 1,100円 | 2,652円48銭 | 2,701円60銭 |
| 従量料金 | 4,600円80銭 | 4,686円 | 3,780円 | 3,850円 |
| 合計金額 (1円未満端数切捨て) | 5,680円 | 5,786円 | 6,432円 | 6,551円 |
| 影響額 | 106円 | | 119円 | |

2. 水道料金・下水道使用料の変更時期について

改正消費税法の施行日は令和元年10月1日となりますが、令和元年9月30日以前より水道または下水道をご使用いただいております、10月1日以降も引き続きご使用される場合は、消費税法の経過措置の対象となります。経過措置の対象となるお客様につきましては、5期分の水道料金・下水道使用料（12月または1月の検針日で算定されたご使用分）から新税率（10%）を適用いたします。

○変更時期のイメージ

A地区（偶数月検針、奇数月請求）の場合

※10/1 改正消費税法施行

| 税率 | 8月 | 9月 | ※10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
|----------------|------------|---------|------------|------------|-----|------------|----------|
| 旧税率適用 (8%) | ○ 前回検針日 | 旧税率(8%) | | ◎ 4期検針日 | | | |
| 新税率適用 (10%) | | | ○ 前回検針日 | 新税率(10%) | | ◎ 5期検針日 | ★ ご請求 |

B地区（奇数月検針、偶数月請求）の場合

※10/1 改正消費税法施行

| 税率 | 8月 | 9月 | ※10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
|----------------|----|------------|---------|------------|------------|----|------------|
| 旧税率適用 (8%) | | ○ 前回検針日 | 旧税率(8%) | | ◎ 4期検針日 | | |
| 新税率適用 (10%) | | | | ○ 前回検針日 | 新税率(10%) | | ◎ 5期検針日 |

新規で水道または下水道を使用開始される場合

令和元年10月1日以降新たにご使用開始のお客様は、新税率（10%）適用の料金となります。

※令和元年10月1日を境とした日割り計算は行いません。

＜本内容に関する問い合わせ先＞

周南市上下水道局 料金課

水道担当 0834-22-8656

下水道担当 0834-22-8606

[受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）]